平成２１年（フ）第３６４号
福島県二本松市若宮２丁目159番地３　若宮ハイツ205号、前住所福島県二本松市本町２丁目106番地１奥の２Ｆ
債務者　黒鳥扶美子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１９７号
福島県耶麻郡猪苗代町字裏町441番地１
債務者　五十嵐恵美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート８棟506号、旧住所水戸市姫子１丁目271番地の１
債務者　田尻　雅恵
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９９号
埼玉県熊谷市佐谷田3916番地３　ポートステージ熊谷216号室
債務者　清水　真澄
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８１号
三重県鈴鹿市国府町4922番地の256
債務者　山本　　香
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８９号
三重県鈴鹿市下箕田３丁目13番５号
債務者　日置　啓子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０７号
滋賀県野洲市栄８番５号
債務者　立田　昌嗣
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６６４号
京都市山科区大塚北溝町45番地１　ペアシティ大東302号室
債務者　波木　玲子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２５号
京都市伏見区深草山村町1017番地１　メゾン松木家102号
債務者　山崎　文哉
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
兵庫県丹波市柏原町柏原5200番地
債務者　下山管工業こと　下山　武夫
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
兵庫県丹波市柏原町柏原5388番地
債務者　下山　吉造
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
兵庫県丹波市柏原町北中330番地１－Ｂ－３
債務者　下山　大介
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
兵庫県姫路市網干区垣内本町536番地
債務者　小西　康博
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６２９号
兵庫県姫路市二階町18番地、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区垣内本町536番地
債務者　小西　節子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６９５号
兵庫県加古川市山手１丁目14番２―203号、従前の住所兵庫県加古川市別府町西脇３丁目76番地の５
債務者　高橋　和代
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７６９号
兵庫県加古川市米田町平津732番地の54
債務者　福山　英一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１４０１号
広島市東区光町２丁目２番１―203号
債務者　村上　哲士
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部